

部会ニュース

第502号 令和3年 1月19日

(一社) 大阪府トラック協会 海上コンテナ部会

◇その他海上コンテナ部会に関する各種情報は・・・

阪神港海上コンテナ協会

検索 🔍

(<https://www.hma-web.or.jp/>)

国土交通省港湾局より 「PSカード使用規約」及び「出入管理情報システム使用規約」 に係る押印の廃止のお知らせ (申請書類の更新)

平素は当部会運営にご協力いただいております、ありがとうございます。

さて、ターミナル等の港湾施設に出入りする際に提示するPSカードについてですが、「申請手続きの際に押印を求めない」とこととされました。それに伴いまして、申請等の書類様式が

【1月20日(水) 朝6:00】をもって更新されますので、今月20日以降にご申請の事業者様は、新しい様式や記入例に従って記入・提出するようお願いいたします。

該当の様式については次頁の一覧をご参照ください。

(☆様式は国交省HPからダウンロードできます。)

《PSカード申請手続きにおける様式変更について》

国交省 港湾 PSカード

検索

としていただいても出てきます。

そこから先はそれぞれ該当する箇所にお進みください。

以下の各ページの様式を1月20日（水）6:00に更新いたします。

【PSカードの申請方法（1）～（4）】

https://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_fr1_000069.html

様式1, 3, 5, 4-1, 8, 8の別添, 及び記入例

【PSカードの申請方法（5）】

https://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_fr1_000071.html

様式1, 副申書, 3, 5, 4-1, 8, 8の別添, 及び記入例

【事業所情報の更新】

https://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_mn7_000007.html

- 1) 出入管理情報システムを導入している重要国際埠頭施設の港湾管理者
- 2) 出入管理情報システムを導入している重要国際埠頭施設の管理者
- 3) 出入管理情報システムを導入している港湾において、港湾運送事業法に規定する港湾運送事業を営む事業者又は港湾運送関連事業を営む事業者
- 4) 貨物自動車運送事業法に規定する一般貨物自動車運送事業者又は特定貨物自動車運送事業者
- 5) 出入管理情報システムを導入している重要国際埠頭施設の制限区域内で業務を行う事業者のうち下記〔1〕～〔3〕のいずれかに該当するため、当該重要国際埠頭施設の管理者が貨物流通の効率化のために必要があると認める者
 - 〔1〕当該制限区域内に事業所が存在する者
 - 〔2〕当該重要国際埠頭施設管理者との契約で定めるところにより、当該制限区域内で業務を行う者
 - 〔3〕当該重要国際埠頭施設の制限区域内で輸出入関連業務を行う者

（1）～（4）に該当する方：様式1, 及び記入例

（5）に該当する方：様式1, 副申書, 及び記入例

【PSカードの更新】

https://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_mn7_000009.html

様式3, 5, 4-1, 8, 8の別添, 9, 10, 及び記入例

【PSカードの変更手続き】

https://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_fr1_000078.html

様式1, 副申書, 1-1, 3, 5, 及び記入例

【PSカードを返納する／亡失した場合】

https://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_fr7_000030.html

様式9, 10, 12, 13, 及び記入例